

## 令和 4 年度品川区地域防災計画の修正について

区では、国や都の動向、区の災害対策の進捗状況等に合わせ、毎年、地域防災計画の修正を行うこととしている。

令和 4 年度については、以下の項目について、修正を実施する。

### 1 令和 4 年度修正項目

#### (1) 避難基準の見直し・避難場所の追加指定…資料 1

内閣府の避難情報ガイドラインの見直しおよび各種の浸水予想区域図における浸水想定を踏まえ、避難情報の発令基準と避難場所の追加指定を実施した。見直しに伴い、品川区地域防災計画上の内容を修正する。

#### (2) 広域避難場所の見直し…資料 2

平成 30 年の改定以降の市街地の不燃化、土地利用の変化等を考慮し、東京都が広域避難場所の見直し（第 9 回）を行い、令和 4 年 7 月 15 日に公表、同年 9 月 1 日に運用が開始されたことに伴い、品川区地域防災計画上の内容を修正する。

#### (3) その他の軽微な修正

ア 本 冊：令和 3 年度の実績および令和 4 年度時点など実態に合わせた修正  
イ 別冊資料：品川区災害時協定一覧、緊急地震速報装置一覧等

### 2 品川区防災会議の開催

令和 4 年度修正項目については、災害対策基本法第 16 条および第 42 条の規定に基づき、以下のとおり品川区防災会議を開催し、審議の上決定する。

(1) 開催日時 令和 5 年 1 月 27 日（金）

(2) 構成委員 区長（会長）、警察・消防機関、各地区町会連合会会長等

## 避難基準の見直し・避難場所の追加指定

### 1 趣旨

内閣府の避難情報ガイドラインの見直しおよび各種の浸水予想区域図における浸水想定を踏まえ、避難情報の発令基準の見直しと避難場所の追加指定を実施した。

これにより、風水害発生前の区民の迅速な避難行動につなげる。

### 2 避難基準の見直し概要

#### (1) 目黒川氾濫

従来の基準に気象庁および東京都が発表する指定河川洪水予報を判断基準に追加した。気象庁および都の河川氾濫情報は警戒レベル4から発令されること、急激な河川の水位上昇が想定される河川であることから、警戒レベル3は設定せず、屋内安全確保（垂直避難等）を基本とする。

#### (2) 高潮浸水

従来の「高潮による立会川氾濫」の基準を高潮浸水想定区域の全域に拡大した。

#### (3) 多摩川氾濫

「多摩川水系多摩川洪水浸水想定区域図」に基づき新たに設定した。

#### (4) 土砂災害

夜間における大雨警報（土砂災害警戒）へ切り替えの可能性がある大雨注意報（土砂災害注意）の発表を「警戒レベル3 高齢者等避難」に追加した。

### 3 避難場所の追加指定

下の表・図のとおり避難場所の追加指定をした。



## 広域避難場所の見直し

東京都は、東京都震災対策条例に基づき、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するため広域避難場所を指定している。

平成 30 年の改定以降の市街地の不燃化、土地利用の変化等を考慮し、東京都が見直し（第 9 回）を行い、令和 4 年 7 月 15 日に公表、同年 9 月 1 日に運用が開始されたことから、その概要について報告する。

### 1 品川区における変更概要

#### (1) 広域避難場所

##### ①大崎駅西口地区一帯

- ・西品川一丁目地区（大崎ガーデンシティ）の指定による拡大。

##### ②天王洲アイル周辺

- ・東品川海上公園の拡張による拡大。

##### ③大井ふ頭一帯

- ・JR 車両基地、八潮ポンプ所敷地を除外。

##### ④JR アパート・品川区役所一帯

- ・品川区役所一帯に名称変更。

##### ⑤割り当ての変更

- ・西品川二丁目の一部、豊町一丁目の一部を大崎駅西口地区一帯へ変更（現行：戸越公園一帯）。
- ・西品川一丁目の一部を大崎駅西口地区一帯へ変更（現行：品川区役所一帯）。
- ・大井二丁目を品川区役所一帯へ変更（現行：大井競馬場・しながわ区民公園）。

#### (2) 地区内残留地区

##### ①五反田地区の拡大

- ・広町一丁目の一部、南品川四丁目の一部を編入（現行：大井ふ頭一帯）。
- ・西五反田三丁目の一部を編入（現行：自然教育園・聖心女学院一帯）。

##### ②勝島地区の拡大

- ・南大井二丁目、三丁目、六丁目を編入（現行：大井競馬場・しながわ区民公園）。

### 2 参考資料

避難場所等変更図（第 9 回見直し）。